

30. 保育所における感染症の登園基準一覧

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことでひとりひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書・登園届の提出をお願い致します。

●登園許可書（医師が記入）が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園基準
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風疹（三日はしか）	発しん出現の前 7 日からあと 7 日間くらい	発しんが消失していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過していること（乳児にあっては、3 日経過していること）
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 から 2 日前からかさぶたになるまで	すべての発しんがかさぶた化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結核熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後、2 日経過していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適切な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
流行性結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が完全に消失していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月後排出される	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症したあと 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること。（無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること。）

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

●登園届（医師の診断を受け保護者が記入）が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園基準
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現の 1 週間前	全身症状が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス)	症状のある期間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 8 弁の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになつてから
突発性発しん		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと